

## 菊川市空き家バンク事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する空き家の情報を提供することで、空き家の活用の促進を図り、定住の促進、地域の活性化及び空き家の増加抑制に寄与するため、譲渡に供することができる空き家の情報を登録し、提供する菊川市空き家バンク事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる要件の全てを満たす一戸建ての住宅をいう。

ア 市内に所在すること。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅でないこと。

ウ 現に居住している者がいないこと。

(2) 空き家バンク 譲渡に供することができる空き家の情報を登録するシステムをいう。

### (登録の対象となる空き家)

第3条 空き家バンクの登録の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、居住することが可能であると市長が認めるものであって、不動産関係事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた事業者に限る。以下同じ。）が所有し、又は専任媒介契約若しくは専属専任媒介契約（以下「媒介契約」という。）を締結しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象空き家としない。

(1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書における表題部（主である建物の表示）の種類欄に居宅の記載がないとき。

(2) 総務省統計局が実施した平成30年住宅・土地統計調査において一戸建に区分されるものでないとき。

(3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）その他の法令に基づく差押えを受けているとき。

(4) 暴力団員等（菊川市暴力団排除条例（平成24年菊川市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が所有しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の対象とすることが適当でないとき。

### (対象空き家の登録)

第4条 空き家バンクに対象空き家の情報を登録しようとする不動産関係事業者は、空き家バンク情報登録申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）

- (2) 空き家の所有者が分かる資料（建物の登記事項証明書等）
- (3) 媒介契約を締結している場合にあつては、その契約書の写し
- (4) 市ホームページに掲載する物件情報のPDFデータ
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者から対象空き家の情報を聴取し、又は現地調査等を行い、適当であると認めるときは、空き家バンクに対象空き家の情報を登録し、空き家バンク情報登録完了通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により空き家バンクに登録した対象空き家の情報（以下「登録空き家情報」という。）を市のホームページに掲載するとともに、企画財政部企画政策課で閲覧に供することにより公表するものとする。

4 空き家バンクの登録期間は、登録の日から起算して1年間とする。  
（登録空き家情報の変更）

第5条 登録空き家情報を変更しようとする不動産関係事業者は、登録空き家情報変更届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の内容を記載した登録カード（様式第2号）
- (2) 空き家の所有者が分かる資料（建物の登記事項証明書等）
- (3) 媒介契約を締結している場合にあつては、その契約書の写し
- (4) 市ホームページに掲載する変更後の物件情報のPDFデータ
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者から対象空き家の情報を聴取し、又は現地調査等を行い、適当であると認めるときは、登録空き家情報を変更し、市のホームページに掲載するとともに、企画財政部企画政策課で閲覧に供することにより公表するものとする。

（登録空き家情報の抹消）

第6条 次に掲げる場合又は不動産関係事業者が登録空き家情報を抹消しようとする場合は、登録空き家情報抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の媒介契約が解消されたとき。
- (2) 空き家の所有者が死亡したとき。
- (3) 空き家の所有権その他の権利に異動があつたとき。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、登録空き家情報を抹消するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があつた場合のほか、次に掲げる場合は、登録空き家情報を抹消することができる。

- (1) 登録空き家情報が登録された日から1年を経過したとき。
- (2) 空き家の媒介契約の期間が満了したとき。

- (3) 空き家に居住することが不可能となったと認められるとき。
- (4) 登録空き家情報に虚偽の情報が含まれていると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録空き家情報を抹消することが適当であると認めるとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。